

費用の配賦・レートメイクについて

平成28年10月26日
東京ガス株式会社

目次

1. 費用の配賦とレートメイク
2. ご指摘事項への回答
3. 群馬地区他、四街道 1 2 A 地区について
4. 託送料金単価表

1. 費用の配賦とレートメイク

(はじめに) 料金地区の設定

- 当社の託送料金は、「東京地区等」「群馬地区他」「四街道12A地区」と3つの料金地区に区分して設定しております。

託送料金地区	ガスの熱量 (1 m ³ あたり)	備考
東京地区等	45 MJ	—
群馬地区他	45 MJ	東京地区等および四街道12A地区の導管ネットワークとは連結されていないこと、ガスを卸供給により受入していることから、異なる地区として設定
四街道12A地区	38.51166 MJ	東京地区等および群馬地区他の導管ネットワークと連結されていないこと、また、ガスの熱量が異なること、および、ガスを卸供給により受入していることから、異なる地区として設定

【参考】託送供給約款料金の算定に関する省令 第十五条

＜地域別料金＞

一般ガス事業者は、その供給区域が複数の地域に分かれている場合であって、託送供給を行うことができる**ガスの熱量等の範囲、組成その他のガスの受入条件が著しく異なる場合**その他託送供給約款料金をこれらの地域ごとに定めることが適当であると認められる場合においては、託送供給約款料金をこれらの地域ごとに定めることができる。

(1) 小売託送料金原価の算定（費用の配賦）について（東京地区等）

(注) 東京地区等以外の地区は後段に添付

- 託送料金原価は、託送料金算定省令に基づき、以下の手順で算定しています。
 - 【Step1】 営業費や事業報酬などから託送料金原価等を積算
 - 【Step2】 託送料金原価等を機能別原価に分類
 - 【Step3】 需要負荷に応じて部門別(小売託送分と事業者間精算分)に原価を配分
 - 【Step4】 配分した事業者間精算に係る原価(事業者間精算収益)を控除
- 結果、今回申請における託送料金原価は2,959億円/年となります。

小売託送料金原価の算定フロー（イメージ）

(注) 記載の金額は、いずれも今回原価算定期間(平成29～31年度)における3年間の平均。単位は億円/年。
単位未満の端数処理の影響により、合計の合わない場合がある。事業者ルールの設定はない。

【Step1】 営業費などから 託送料金原価等を積算

【Step2】 機能別原価に分類

【Step3】 小売託送分と
事業者間精算分に原価を配分

【Step4】
配分した事業者間
精算収益分を控除

3,027
億円

		(億円/年)
託送料金原価等 事業者間精算 収益分を含む	比較査定対象NW費用	1,057
	修繕費	321
	租税課金	267
	固定資産除却費	186
	減価償却費	919
	需給調整費	30
	バイオガス調達費	0
	需要調査・開拓費	68
	事業者間精算費	--
	個別査定対象NW費用	1,791
	営業外費用	28
	法人税等	60
	事業報酬	139
	控除項目(事業者間精算収益除く)	▲48

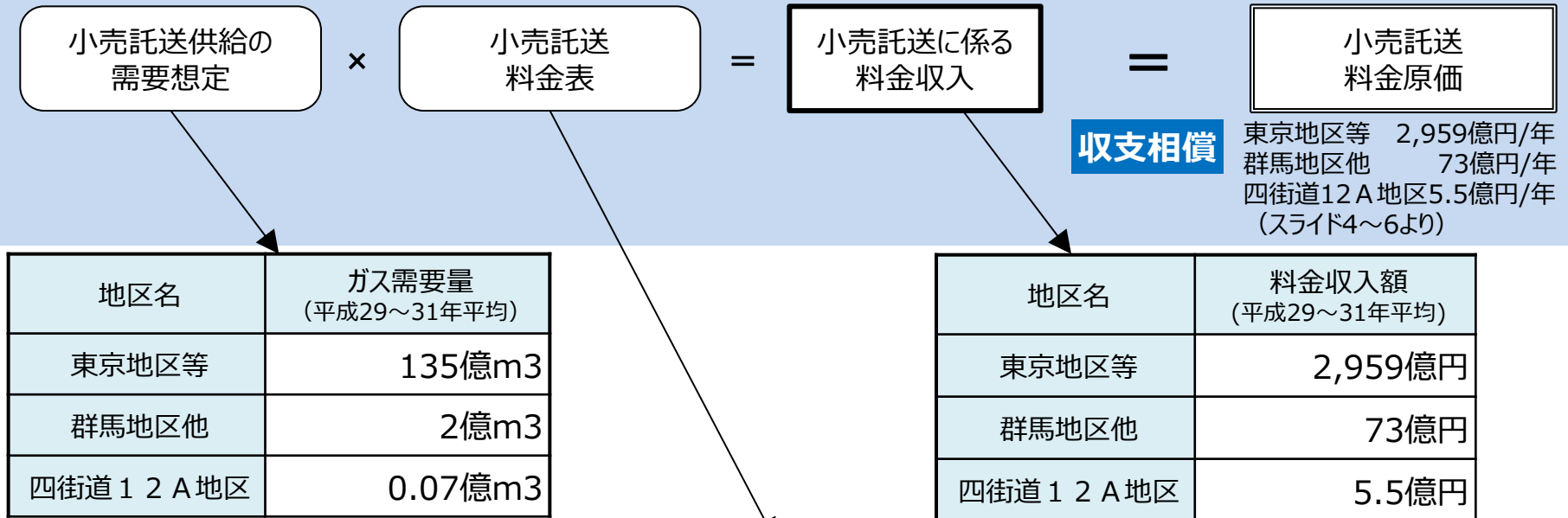
		(億円/年)
託送料金原価等 事業者間精算 収益分を含む	高圧導管原価	483
	中圧A導管原価	168
	中圧B導管原価	171
	低圧導管原価	1,111
	供給管原価	331
	メーター原価	126
	検針原価	87
	内管保安原価	449
	託送特定原価	101

小売託送分	事業者間 精算分
435	48
153	15
171	0
1,111	0
331	0
126	0
87	0
449	0
96	4

託送料金原価 (今回申請原価)	2,959億円
事業者間精算収益 (今回原価の控除項目)	68億円

(2) 料金表の作成 (収支相償) について

- 小売託送料金表に、小売託送需要量を乗じて計算した「料金収入」が、小売託送料金原価と一致するよう、料金表を作成します。(収支相償)
- 託送料金算定省令に基づき、定額基本料金、流量基本料金および従量料金を組み合わせて設定しています。



	標準 託送供給料金 第1種				...	第2種 その1
	A	B	...	F		
定額基本料金 (円/件・月)	103.50	144.10	...	9,622.10	...	227,570.00
流量基本料金 (円/m ³ ・時)	—	—	...	—	...	675.00
従量料金 (円/m ³)	57.20	55.17	...	29.77	...	2.16(冬期) 1.80(他期)

(実際の託送料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます)

(東京地区等・税抜)

(3) 料金メニューの概要 (東京地区等)

(注) 東京地区等以外の地区は後段に添付

- ガス小売り全面自由化に伴い、ご家庭用など小規模需要向けに、標準託送供給料金第1種（以下、標準料金第1種）を、中規模から大口需要向けに、標準託送供給料金第2種（以下、標準料金第2種）を設定いたしました。
- 標準料金第2種は、現行の標準託送料金および季節別託送料金を統合して設定いたしました。
- また、付帯契約であるコージェネレーションシステム専用割引（以下、CGS専用割引）および、小型コージェネレーションシステムパッケージ割引（以下、小型CGS-P割引）を「選択的託送料金」として新設いたしました。

【東京地区等】

※対象需要はあくまでも目安であり、実際に最適となる料金種別は、需要ごとに判定されます

		(対象需要)	(0～3万m ³)	(3～50万m ³)	(50～200万m ³)	(200万m ³ 以上)
申請料金	標準料金		第1種	第2種 その3	第2種 その2	第2種 その1
	選択的託送料金		CGS専用割引 小型CGS-P割引	CGS専用割引		
現行料金	標準料金		10万m ³ 未満 小口のため対象外	第2種	第1種	
	選択的託送料金		10万m ³ 未満 小口のため対象外	季節別 第2種 空調用高倍率	季節別 第1種 (※)	

統合

新設

変更・統廃合

※ 空調用高倍率は、ご利用実績がないため廃止

(4) 料金表の概要 (標準料金)

(考え方は全地区共通)

- 標準料金第1種は、「複数二部料金」として設定いたしました。月間使用量に応じて、A～F表のうち、最安となる料金表を自動的に判定して適用いたします。
- 標準料金第2種は、「三部料金」として設定いたしました。需要家ごとの年間使用量等を踏まえて、その1～3の料金種から選択してお申込みいただきます。

【料金表】(税抜) (実際の託送料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます)

標準料金 第1種			
料金表	適用月使用量	定額基本料金 (円/月)	従量料金 単価 (円/m ³)
A	0m ³ ~20m ³	103.50	57.20
B	21m ³ ~80m ³	144.10	55.17
C	81m ³ ~200m ³	952.10	45.07
D	201m ³ ~500m ³	1462.10	42.52
E	501m ³ ~800m ³	4,862.10	35.72
F	801m ³ ~	9,622.10	29.77

標準料金 第2種			
料金種	定額基本 料金 (円/月)	流量基本 料金 (円/月)	従量料金 単価 (円/m ³)
その3	43,070.00	675.00	(冬期) 4.62
			(他期) 3.85
その2	105,840.00	675.00	(冬期) 2.94
			(他期) 2.45
その1	227,570.00	675.00	(冬期) 2.16
			(他期) 1.80

● 託送料金 = 定額基本料金 + 従量料金単価 × 使用量 (m³)

● 託送料金 = 定額基本料金
+ 流量基本料金単価 × 契約最大流量 (m³/時)
+ 従量料金単価 × 使用量 (m³)

● 冬期 (12~3月)、その他期 (4月~11月)

(5) 標準料金 第1種の特徴

(考え方は全地区共通)

- 標準料金第1種は、一般ガス供給約款料金と整合するよう設定いたしました。
- 整合性は、以下の点を言います。
 - ① A～Fの「複数」の料金表があり、定額＋従量の「二部」で構成される「複数二部料金」であること
 - ② 一般ガス供給約款料金と託送約款料金のいずれも「圧力同額料金表」であること
 - ③ 標準料金第1種が一般ガス供給約款料金を上回らないこと（※次項 参照）
- 「圧力同額料金表」として設定するため、「事業者ルール」を申請しております。（P15 参照）

標準料金 第1種（東京地区等・税抜）			
料金表	適用月使用量	定額基本料金 (円/月)	従量料金 単価 (円/m ³)
A	0m ³ ～20m ³	103.50	57.20
B	21m ³ ～80m ³	144.10	55.17
C	81m ³ ～200m ³	952.10	45.07
D	201m ³ ～500m ³	1462.10	42.52
E	501m ³ ～800m ³	4,862.10	35.72
F	801m ³ ～	9,622.10	29.77

一般ガス供給約款（東京地区等・税抜）			
料金表	適用月使用量	定額基本料金 (円/月)	従量料金 単価 (円/m ³)
A	0m ³ ～20m ³	690.00	132.09
B	21m ³ ～80m ³	960.00	118.59
C	81m ³ ～200m ³	1,120.00	116.59
D	201m ³ ～500m ³	1,720.00	113.59
E	501m ³ ～800m ³	5,720.00	105.59
F	801m ³ ～	11,320.00	98.59

(実際の託送料金等は、
経済産業大臣の認可を受けて決定されます)

従量料金単価は、基準単位料金

一般ガス供給約款との整合性

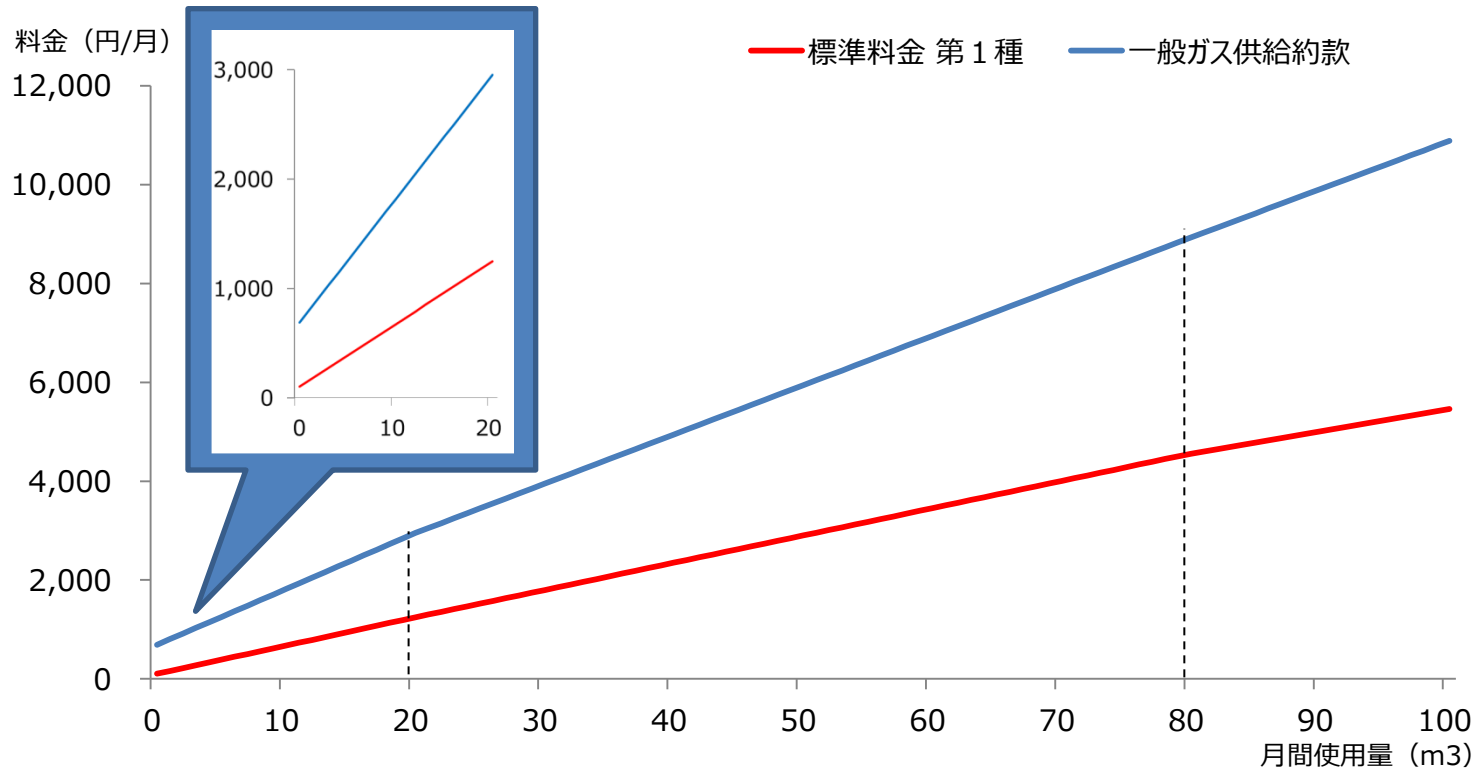
- ※ いずれも「複数二部料金」
- ※ いずれも、「圧力同額料金表」
- ※ 託送料金が、一般ガス供給約款を上回らない

(6) 標準料金 第1種と一般ガス供給約款料金との比較

(東京地区等)

(注) 東京地区等以外の地区は後段に添付

- 定額基本料金および従量料金の総額が、一般ガス供給約款料金を上回らないよう設定しております。



東京地区等	月間使用量 (a)	0m ³	10m ³	20m ³	30m ³	40m ³	50m ³	60m ³	70m ³	80m ³	90m ³	100m ³
	標準料金 第1種 (b)	103	675	1,247	1,799	2,350	2,902	3,454	4,006	4,557	5,008	5,459
	1 m ³ あたり単価 (b÷a)	0.00	67.50	62.35	59.97	58.75	58.04	57.57	57.23	56.96	55.64	54.59
	一般ガス供給約款 (c)	690	1,821	2,952	3,949	4,945	5,942	6,938	7,934	8,931	9,907	10,884
	1 m ³ あたり単価 (c÷a)	0.00	182.10	147.60	131.63	123.63	118.84	115.63	113.34	111.64	110.08	108.84
	託送料金比率 (b÷c)	15%	37%	42%	46%	48%	49%	50%	50%	51%	51%	50%

一般ガス供給約款料金は、平成28年10月適用 (税抜)

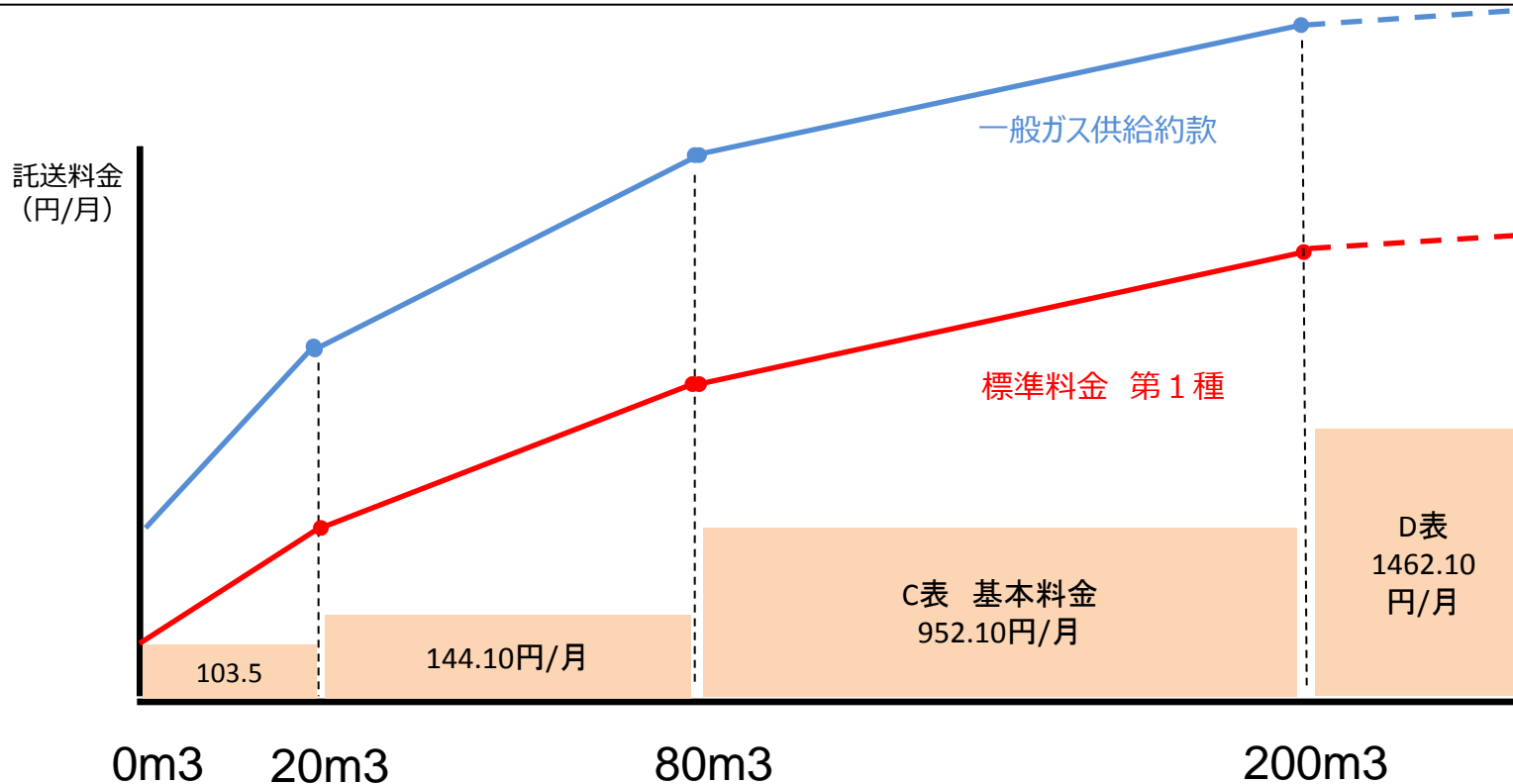
【参考】複数2部料金体系の特徴

- 「2部料金制」の特徴

定額基本料金 + 従量料金にて構成されるため、使用量の増加に伴い「1 m³あたりの平均単価」が下がります。

- 「複数料金表制」の特徴

使用量ごとに料金表を区分し、使用量増に伴い基本料金を高くする一方で、従量料金は安価とすることで、**少量需要家への配慮と多使用需要家への増量インセンティブを両立させるという特徴があります。**基本料金と従量料金を組み合わせた料金水準を目安に料金表を設定しており、基本料金と従量料金の構成比率に着目しているものではありません。



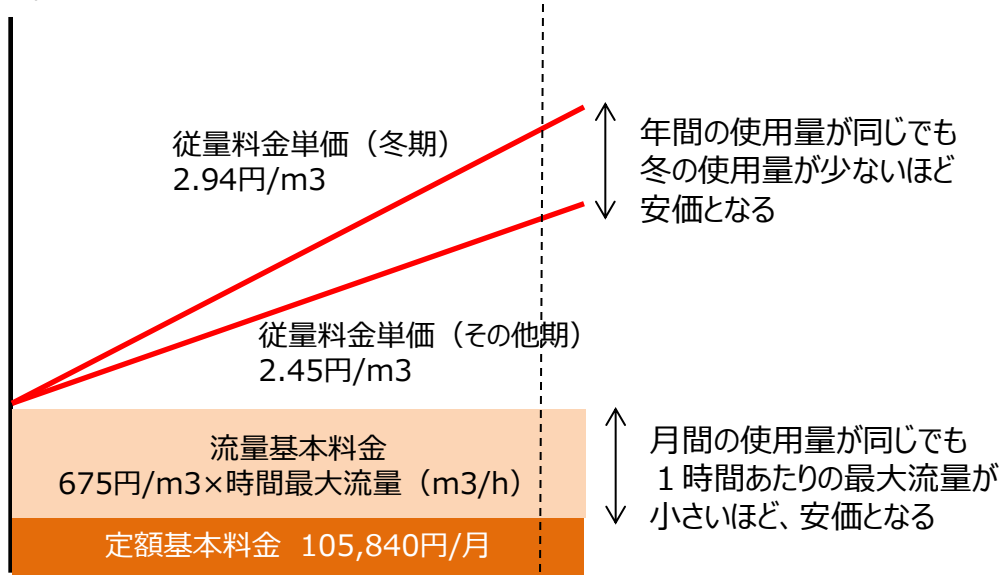
(7) 標準料金 第2種の特徴

(考え方は全地区共通)

- 標準料金第2種は、中規模～大口需要が対象で、第1種を適用するよりも安価となる場合に、ご利用いただく料金です。使用量「増」だけでなく、「時間あたりの負荷」や「季節負荷」など、負荷パターンを工夫いただくと料金が安価となる、三部料金（定額基本+流量基本+従量料金）としております。
- 具体的には、流量基本料金の設定により、一時間あたりの最大流量が小さく、効率的に導管をご使用いただける場合には、料金が安価となります。
- また、その他期の従量料金単価を冬期単価よりも割安に設定することで、オフピーク（その他期）にガスをご利用いただくなど、効率的に導管をご使用いただける場合には、料金が安価となります。

【料金イメージ 標準料金第2種 その2】

託送料金
(円/月)



使用量 (m³)

標準料金 第2種

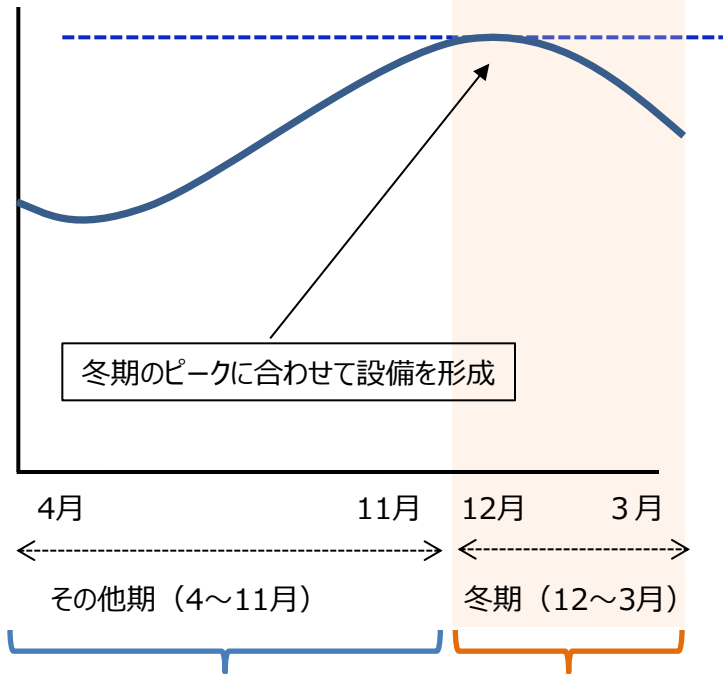
料金種	定額基本料金 (円/月)	流量基本料金 (円/月)	従量料金単価 (円/m ³)
その3	43,070.00	675.00	(冬期) 4.62
			(他期) 3.85
その2	105,840.00	675.00	(冬期) 2.94
			(他期) 2.45
その1	227,570.00	675.00	(冬期) 2.16
			(他期) 1.80

- 託送料金 = 定額基本料金 + 流量基本料金単価 × 契約最大流量(m³/時) + 従量料金単価 × 使用量 (m³)
- 冬期 (12～3月)、その他期 (4月～11月)
- 実際の託送料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます

【参考】標準料金 第2種 季節別従量単価について（考え方は全地区共通）

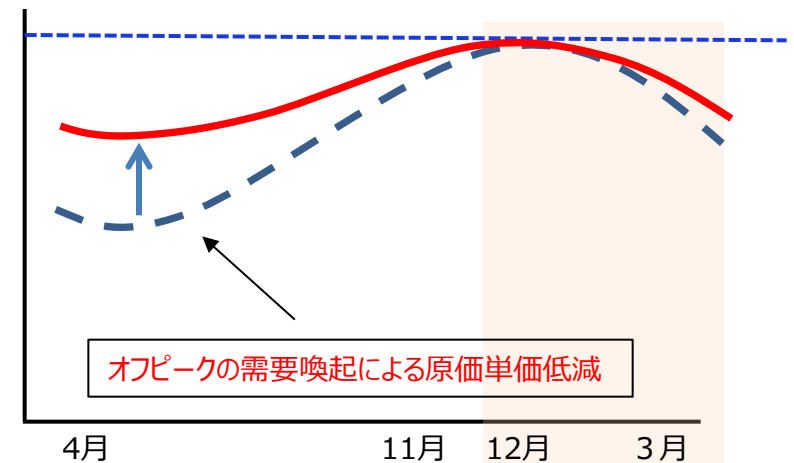
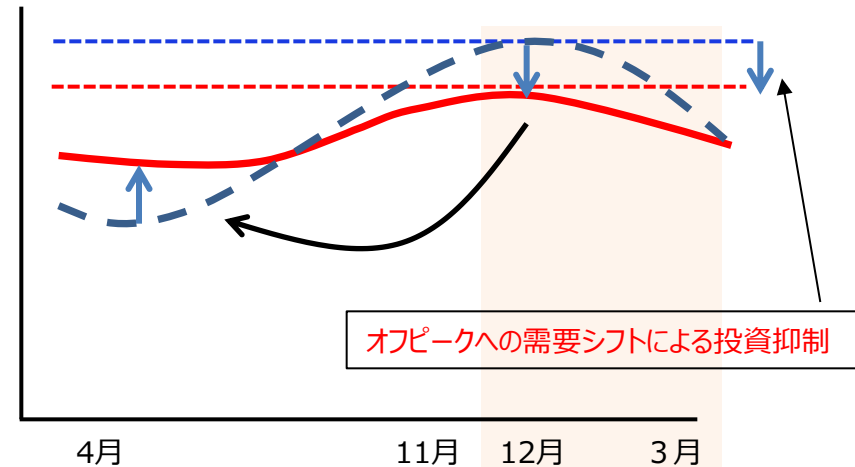
- ガス需要は、季節間の変動が大きいいため、需要のピーク期（主に冬期）に安定的に供給できるよう導管設備を形成しております。
- オフピークへの需要シフトによる投資抑制、またオフピークの需要喚起による原価単価低減を目指し、その他期の従量料金単価を冬期単価よりも安価に設定いたしました。

【季節別料金の効果】



その他期にガスをご使用いただくことが導管の効率的な利用につながります

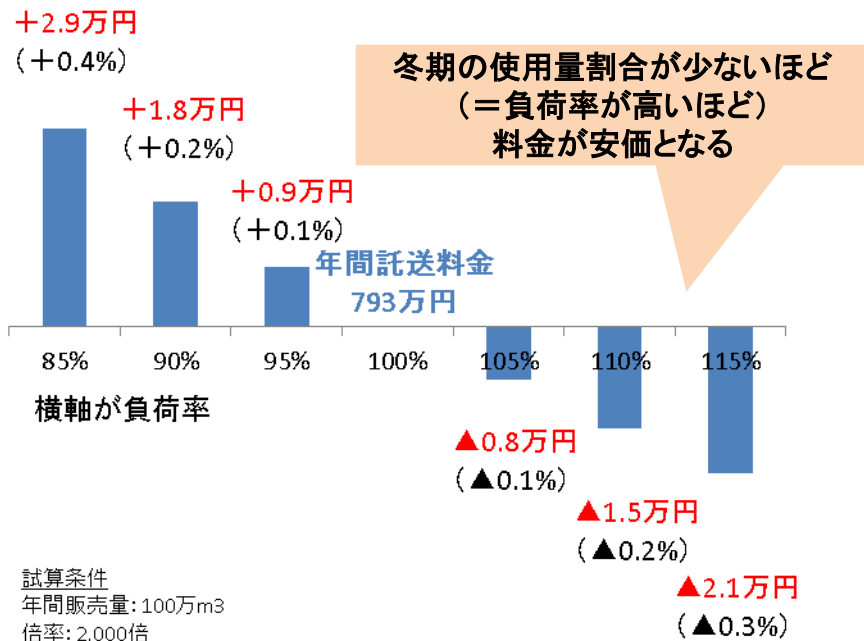
冬期のガスご使用を分散いただくことが投資の抑制につながります



(8) 標準料金 第2種 季節別従量単価について (考え方は全地区共通)

- 現行では、「季節別料金」を用意しておりましたが、今回の申請では、「標準料金」の従量料金単価を季節別に設定することといたしました。
- 「季節別料金」の場合は、一定の基準（負荷率）を超えると安価となる仕組みです。一方で、「標準料金」の従量料金単価を季節別に設定した場合は、一定の基準を超えなかったとしても、ピークシフトしていただいた分だけ料金が安価となるのが特徴です。

【個別のお客さまの負荷率に応じた料金変動額】



◆ 負荷率 (%) = 年間の月平均使用量 ÷ 冬期の平均使用量 × 100

◆ 負荷率 (%) が高い = 冬期の平均使用量よりも、年間平均使用量が高く、導管の効率的な利用に貢献いただける

【お客さまへの影響】

- 各料金種の平均的な需要の場合は、季節別従量を設定しない場合と同等の水準に、平均需要よりも、冬期の使用量割合が少ない需要はより安価に、冬期の使用量割合が多い需要の場合は割高となります。

【考え方】

- 季節別従量料金の導入は、冬期よりもその他期にガスをご利用いただくインセンティブとなります。その結果、当社導管ネットワーク全体の効率的な利用が進み、低廉な託送料金の実現、ひいては、お客さまにとってのメリットにつながります。

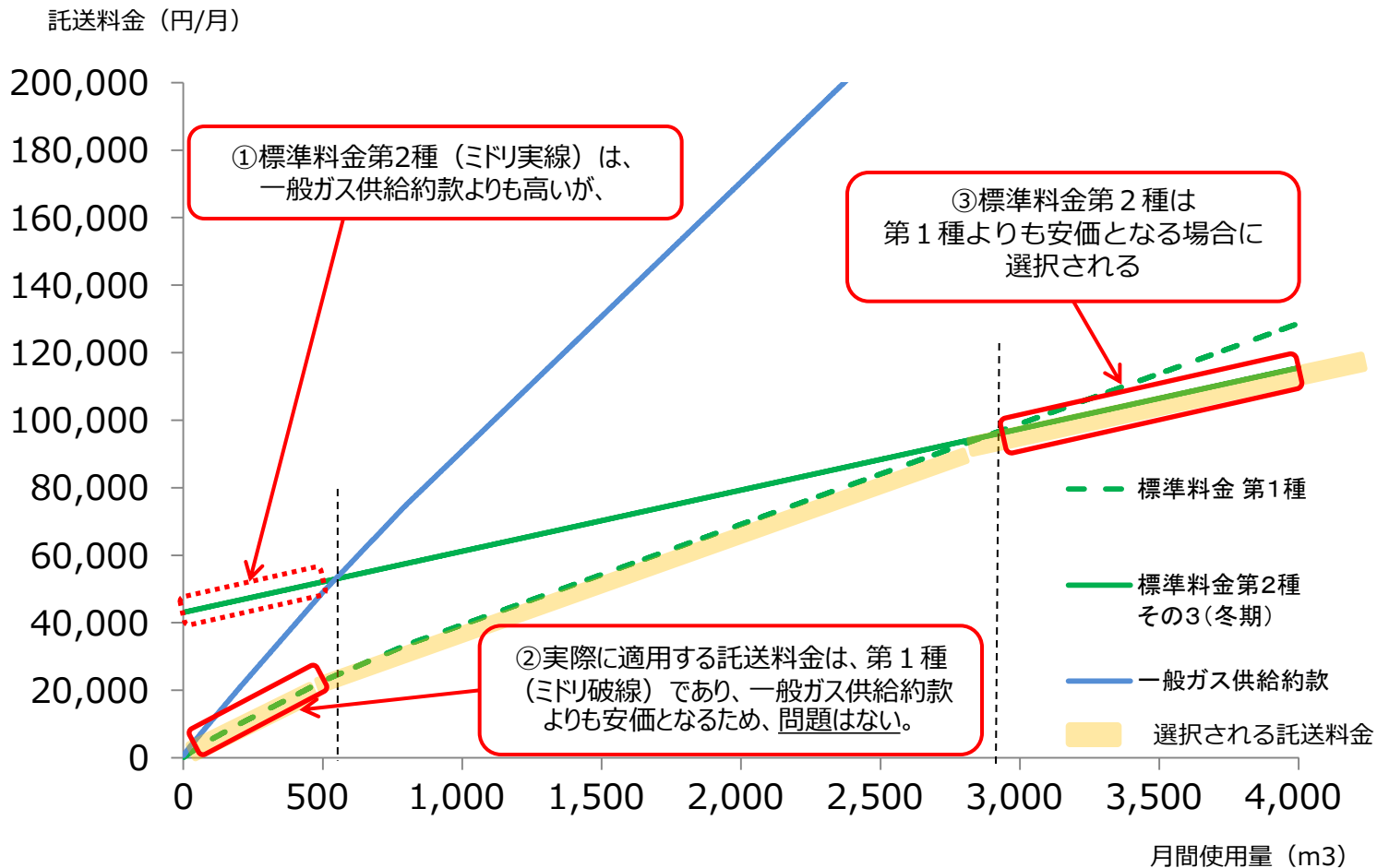
<東京地区等>

(円/m³)

			申請単価	現行単価
第2種	その2	従量 (冬期)	2.94	2.58
		従量 (その他期)	2.45	
	その1	従量 (冬期)	2.16	1.85
		従量 (その他期)	1.80	

(9) 標準料金第2種と一般ガス供給約款との比較 (考え方は全地区共通)

- 標準料金第2種は、基本料金が高いため、使用量が少ない場合、一般ガス供給約款料金よりも高くなります。ただし、標準料金第2種は、標準料金第1種よりも安価となる場合に選択いただく料金種ですので、一般ガス供給約款料金よりも高くなる場合にご利用いただくことはありません。



※標準料金第2種は、1時間あたりの契約最大流量の値によって、実際の料金水準は変動いたします。

(10) 圧力別の料金について（事業者ルール申請）

（注）東京地区等以外の地区は後段に添付

- 第1種については、圧力同額の料金表となっている一般ガス供給約款との整合性の観点から、事業者ルールを申請し、圧力同額の料金表といたしました。（P8 参照）
- 第2種については、現行の料金が圧力別に設定しているという料金の継続性の観点および、算定規則に従い、高中圧と低圧の圧力別に料金を設定いたしました。

【圧力別料金表の有無】

	第1種	第2種
東京地区等	圧力同額料金表	圧力別料金表

【参考】託送供給約款料金の算定に関する省令

• 第十六条(事業者ルール)

一般ガス事業者は、当該一般ガス事業者が行う事業の実施に係る特別な事情が存在する場合であつて、当該事情を勘案せずに託送供給約款料金を算定することが合理的でないと認められる場合においては、第九条及び第十一条から**第十四条までの規定にかかわらず、適正かつ合理的な範囲内において、これらの規定の趣旨に基づくものであつて、これらの規定とは異なる料金の算定方法を定めることができる。**この場合において、当該一般ガス事業者は、当該算定方法を様式第七 に整理しなければならない。

• 第十四条

一般ガス事業者は、託送供給約款料金を、前条の規定により算定された託送供給約款料金原価等を基に、**ガスの供給圧力が中圧以上の場合又は低圧の場合に区分し、定額基本料金、流量基本料金若しくは従量料金又はこれらを組み合わせたものとして設定しなければならない。**

【参考】 料金種ごとの平均単価について（東京地区等）

（注）東京地区等以外の地区は後段に添付

- 料金種ごとの平均単価と標準的な使用量における託送料金は以下の通りです。

【料金種ごとの平均単価】（円/m³）

		申請料金 (A)	現行料金 (B)	差 ※2 (A-B)
第1種		55.8	48.79 ※1	+5.00
第2種 その3	(3万m ³ ~10万m ³)	29.91		
	(10万m ³ ~50万m ³)	15.45	17.76	▲2.31
第2種 その2 (50万m ³ ~200万m ³)		8.02	8.05	▲0.03
第2種 その1 (200万m ³ ~)		3.98	3.94	+0.04
小売託送平均		21.89	20.27	+1.62

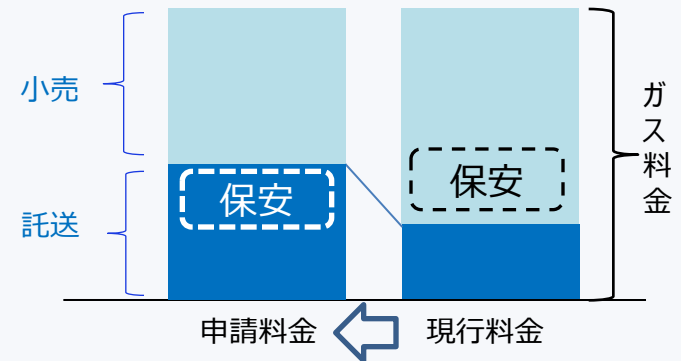
旧小口
旧大口

※1

小口分野の託送料金は、今回の全面自由化に伴って、新たに設定いたしました。よって、現行料金の原価を基に算定し、比較をしております。

※2

制度変更に伴って、保安業務が、小売側から託送側へと変更になりました。よって、現行料金には保安コストを含まない一方、申請料金には保安コストが含まれます。



※1 現行規制部門（第1種・第2その3（3万m³~10万m³））は、託送供給約款の適用対象外である（託送料金が設定されていない）ことから、平成27年12月料金改定時の小口部門原価より算定した「小口部門託送供給関連原価単価」の値を基にして記載しています。

【標準的な使用量における託送料金】（円/m³）

	申請料金(A)	現行料金(B)	差(A-B)
第1種 (32m ³ /月)	59.67	-	-
第2種その3 (20万m ³ /年)	16.76	19.22	▲2.46
第2種その2 (100万m ³ /年)	8.43	8.45	▲0.02
第2種その1 (300万m ³ /年)	5.53	5.46	+0.07

※保安コストの水準は、次回専門会合にてご説明予定です。

- 第2種その3：負荷率100%、倍率1000倍 使用量全量が低圧需要
- 第2種その2：負荷率100%、倍率2000倍 使用量の四分の一が低圧需要
- 第2種その1：負荷率100%、倍率3000倍 使用量全量が中圧需要

【参考】 現行の託送供給約款料金表

【小口分野向け】

規制分野のため託送料金表の設定なし

【大口分野向け】

<標準託送供給料金>

(税抜)

		単位	東京地区等 (45MJ)	群馬地区他 (45MJ)	四街道12A地区 (38.51166MJ) ※
第1種 (200万m ³ /年以上)	定額基本	円/月	227,570.00	141,600.00	78,000.00
	流量基本	円/m ³	675.00	719.74	385.00
	従量(通期)	円/m ³	1.85	2.98	1.45
第2種 (200万m ³ /年未満)	定額基本	円/月	105,840.00	79,600.00	78,000.00
	流量基本	円/m ³	675.00	719.74	385.00
	従量(通期)	円/m ³	2.58	3.36	1.45
低圧加算額	従量料金加算	円/m ³	2.19	0.98	1.12

※ 四街道12A地区は、年間使用量による料金種の区分なし。

2. ご指摘事項への回答

(1) 基本料金（標準料金第1種）設定の考え方

- 一般ガス供給約款のA表の基本料金は、「少量需要家保護」という観点から、これまで690円/月(税抜)に据え置いてきた経緯があります。また、「選択の自由を全ての需要家にもたらす」という全面自由化の基本的な精神や、少量需要帯の割合が多いという首都圏の特性も踏まえ、託送料金についても、A表の基本料金を低めに設定し、少量需要帯の託送料金が安価となるよう設定いたしました。
- その結果、少量需要家群を含めた全ての需要群において新規参入が可能となるなど、自由化の恩恵として、多様な小売ガス料金の中から選択したいというお客さまのニーズにも合致すると考えております。
- なお、従量料金の比率が高いほうが、ガスのご使用をひかえた場合の料金引き下げ効果が大きく、ガス料金を節約したいという声にもお応えできるものと考えております。

【全面自由化の基本的な精神】

「**選択の自由**を全ての**需要家**にもたらし、競争によるサービスの質の向上や料金の低廉化を実現することが重要である
(ガスシステム改革小委員会「報告書」(平成27年1月))

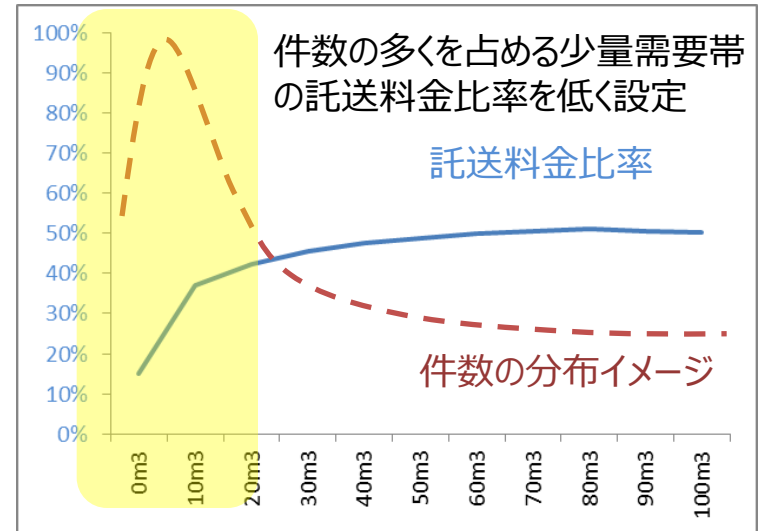
【首都圏の世帯特性】

	一人世帯数	一般世帯数に占める比率
東京都	292万世帯	46%
大阪府	136万世帯	36%
愛知県	92万世帯	32%

集合住宅比率が高いことに加え、世帯における単身比率が高く、1件当たり消費量が低い需要が多い傾向にある

総務省統計局 (世帯人数調査・国勢調査による)

【需要の分布と託送料金比率】



	0m3	10m3	20m3	30m3	40m3	50m3
託送料金比率 (b÷c)	15%	37%	42%	46%	48%	49%

	60m3	70m3	80m3	90m3	100m3
託送料金比率 (b÷c)	50%	50%	51%	51%	50%

「再掲」

【参考】基本料金（標準料金第1種）設定の考え方

「基本料金問題について（平成7年10月・資源エネルギー庁）」より抜粋

- 昭和63年に複数二部料金制度に変更したが、その際、都市熱エネルギー部会の中間報告における指摘を踏まえ、A料金の基本料金は690円に据え置くことを決定。この背景には、全体が値下げ改定の中で、少量需要家のみ値上げとなることについての配慮があった。

<昭和62年4月・都市熱エネルギー部会「中間報告」より>

- 需要群ごとに公平に原価を負担させるべきではあるが、一方で現行料金との継続性にも配慮すべきである。
 - 複数（二部）料金体系の導入に当たっても、少量需要群については、急激な負担増とならないように適切に配慮することが必要である。
- （中略）各論点を考慮すれば、今般の料金改定に際して、直ちに基本料金の引上げを行うことは困難と判断される。

(2) 付帯契約（コージェネレーション割引） 申請にあたっての考え方

- 選択的託送料金を導入してきた経緯や、国の政策を踏まえ、「コージェネレーションシステム」を要件とした料金メニューが、導管の効率的な利用に資すると考えました。
- また、今回の認可申請において、当社を含め、多くの事業者が「コージェネレーションシステム」「空調」向けの選択的託送料金を申請しており、負荷条件の良い市場に割引料金を設定する意義は、幅広い共通認識となっているものと考えております。

【選択的託送料金導入の経緯】

● 算定省令

設備の効率的な使用、その他の効率的な事業運営に資すると見込まれる場合には、選択的託送料金を設定することができる

● 2006年の都市熱エネルギー部会

導管の利用効率の確保・向上、天然ガス需要の拡大を図る上で重要な役割を担うとともに、需要家ニーズに合致した選択的託送供給約款料金メニューの導入が進められることが期待される。

これを受けて、各事業者は、「コージェネ」「空調」向けの選択的託送料金を設定
(当社は、空調用高倍率料金を設定)

【国の政策】

● エネルギー基本計画（2014年）

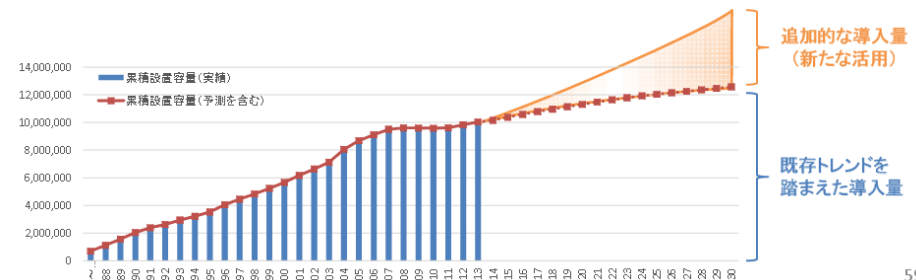
ガスシステム改革の推進にあたっては、利用形態の多角化を促進すること（CGS、ガス空調、燃料電池）

● ガスシステム改革報告書（2015年）

「需要家や事業者の利用ニーズを引き出す、多様な料金メニューの選択肢を提案すべき」との提言

● 長期エネルギー需給見通し（2015年）

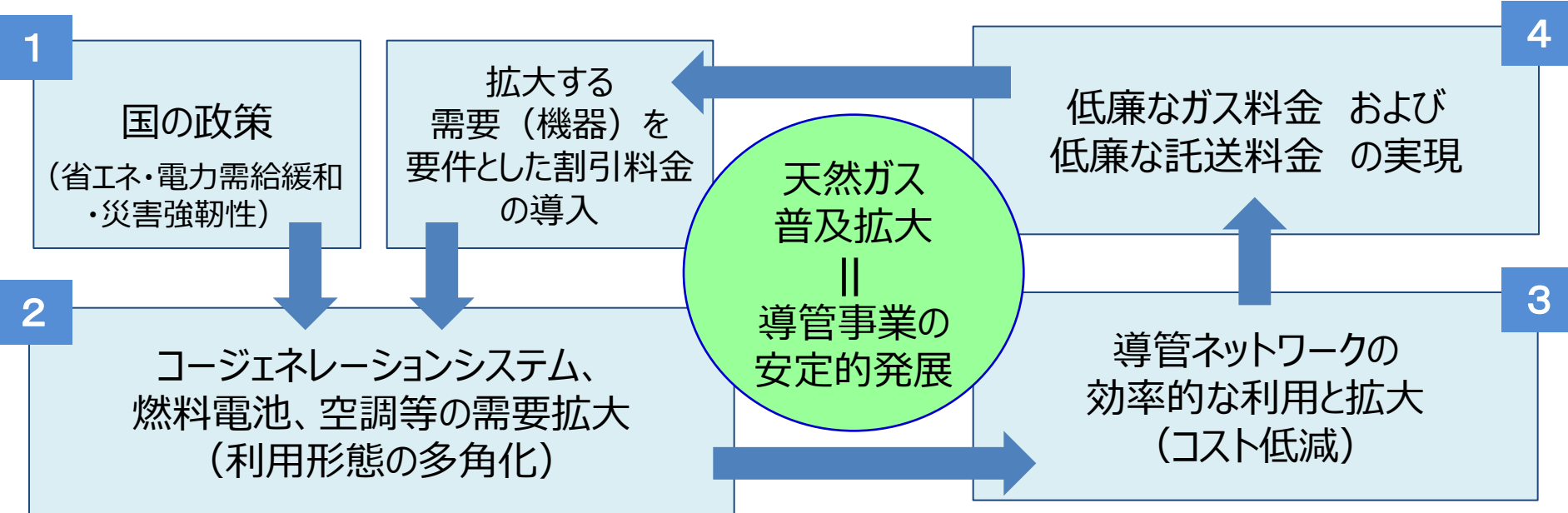
CGSは、1190億kWhへ（2030年・全電力の11%）



(3) コージェネレーションシステム（機器）を要件とする割引料金を設定した理由

- コージェネレーションシステムは、省エネ・省CO₂のエネルギーシステムとして国の政策で導入が促進されています。
- また、コージェネレーションシステムの需要は、稼働時間が長く、季節負荷が良い需要であることから、導管の効率的な利用にも貢献する需要です。
- 具体的には、①今後、需要が拡大すると見込まれる需要（コージェネレーション）を割引要件とすることで、②**機器の普及が促進され、需要が拡大。**③その結果、導管ネットワークの効率的な利用に伴い**コストが低減し**、④ひいては、低廉なガス料金の実現へとつながり、恩恵を受ける需要家が増加するという好循環を創出します。このような一連の天然ガスの普及拡大が、導管事業の安定的発展にも貢献いたします。
- なお、機器を要件とすることは、割引要件がわかりやすく、機器の導入（＝負荷改善）インセンティブになりやすいというメリットもあります。

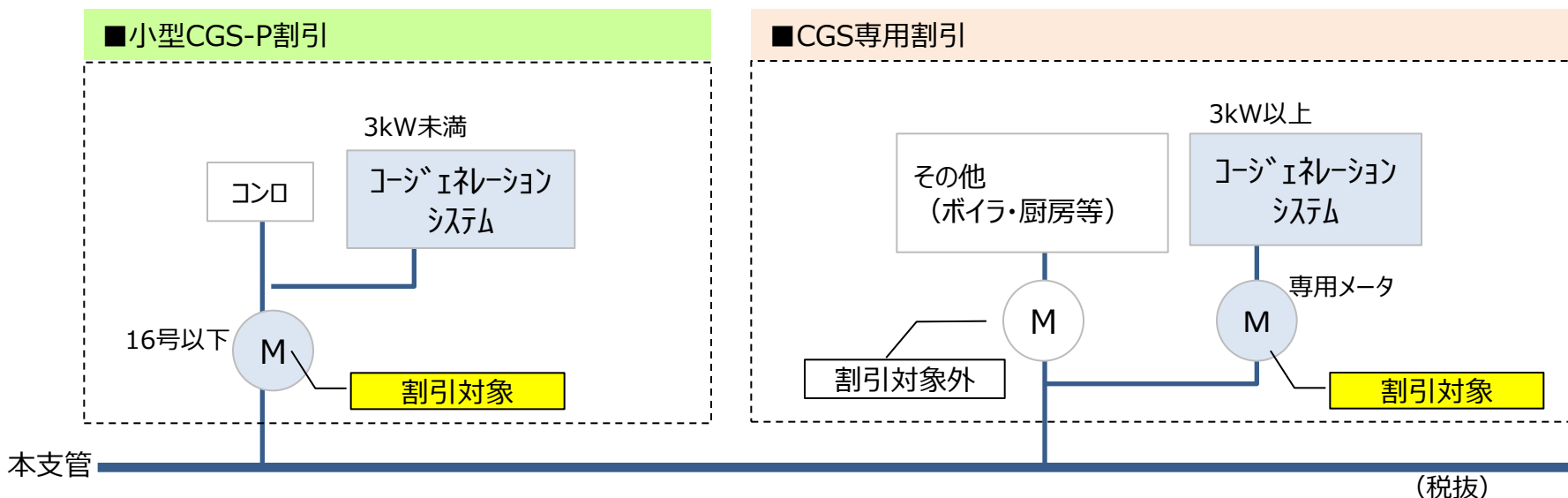
【天然ガス普及拡大の好循環】



(4) 付帯契約（コージェネレーション割引）の概要について

- 標準料金第1種を適用する需要向けには、「小型コージェネレーションシステム[®]パッケージ割引（小型CGS-P割引）」と「コージェネレーションシステム専用割引（CGS専用割引）」を、標準料金第2種を適用する需要向けには、「CGS専用割引」を設定いたします。
- 「CGS専用割引」については、「対象機器専用メーターで計量した使用量」に限定しますが、専用メーターの設置が馴染まない「小型CGS-P割引」については、専用/共用に関わらず全量を割引対象とします。割引料金種別ごとに、それぞれ上限額を設定します。

【イメージ】 割引対象



		割引額	割引上限額
小型CGS-P割引	(3kW未満, 16号以下)	1種 3.5円/m ³	700円/月
CGS専用割引	(3kW以上, 専用メーター)	1種 6.5円/m ³	16,000円/月
		2種 2.0円/m ³	300,000円/月

(5) 割引単価の考え方について

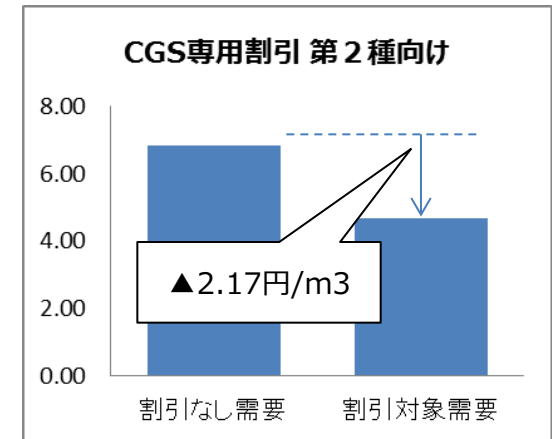
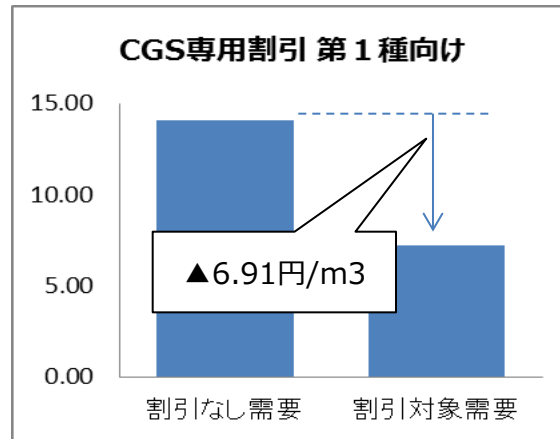
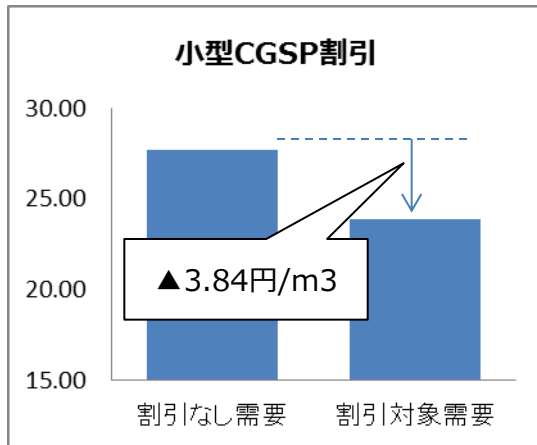
- 「割引対象となる需要」と「割引対象外の需要」のそれぞれの原価を算定いたしました。
- 割引額は、その原価の差額の範囲内で設定しており、合理性があると考えております。

<原価の差と割引単価>

(単位：円/m3)

		割引「対象外」需要	割引「対象」需要	差	割引単価
小型CGS-P割引		27.74	23.90	▲3.84	3.50
CGS専用割引	第1種向け	14.12	7.22	▲6.91	6.50
	第2種向け	6.83	4.66	▲2.17	2.00

※原価の差は、各割引対象需要群の平均需要量の需要区分同士で比較しております。



<割引上限額の算定方法>

- 小型コージェネレーションシステム[®]パッケージ割引・・・700円/月 = 3.5円/m3 × 200m3/月
- コージェネレーションシステム専用割引 第1種・・・16,000円/月 ÷ 6.5円/m3 × 3万m3/年 ÷ 12か月
- コージェネレーションシステム専用割引 第2種・・・300,000円/月 = 2.0円/m3 × 200万m3/年 ÷ 12か月

【参考】天然ガスの普及拡大に向けた国の政策①

＜エネルギー基本計画＞（2014年4月）

◆コージェネレーションシステムの推進

需要家ごとの導管の利用形態・利用効率等も多様化してくることから、熱と電力を一体として活用することで高効率なエネルギー利用を実現するコージェネレーションは、ハイブリッド型の二次エネルギーであり、省エネルギー性に加え、再生可能エネルギーとの親和性もあり、電力需給ピークの緩和、電源構成の多様化・分散化、災害に対する強靱性を持つ。

このため、家庭用を含めたコージェネレーションの導入促進を図るため、導入支援策の推進とともに、燃料電池を含むコージェネレーションにより発電される電気取引の円滑化等の具体化に向けて検討する。

＜エネルギー基本計画＞（2014年4月）

◆燃料電池導入目標 2020年：140万台 → 2030年：530万台

＜長期エネルギー需給見通し＞（2015年7月）

◆コージェネレーションシステム導入目標 2030年：1,190億kWh（電源構成シェア11%）

【参考】天然ガスの普及拡大に向けた国の政策②

＜エネルギー基本計画＞（2014年4月）

◆低廉かつ安定的な供給を実現するガスシステム構築に向けた改革

- ガスシステム改革の推進に当たっては、利用形態の多角化を促進することが重要な鍵となる。例えば、工業炉や熱電配給により高い省エネルギーを実現する天然ガスコージェネレーション、系統電力需給ピークを緩和するガス空調等の拡大、さらに、燃料電池への水素供給のための原料としての役割も期待される。



＜ガスシステム改革小委員会報告書＞（2015年1月）

◆天然ガスの利用拡大と新たなサービス創出の必要性

- 都市ガスの将来性を現実的なものとするためには、需要家や事業者の潜在的なニーズを引き出すよう、生活様式や事業形態、利用目的・用途に応じ、需要家や事業者に分かり易い形で料金メニューなど多様な選択肢が事業者から提案されることが必要である。

【参考】 天然ガスの普及拡大に向けた国の政策③

＜国土強靱化基本計画＞（2014年6月）

◆ 第3章 国土強靱化の推進方針

コージェネレーション、燃料電池、～等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進するとともに、スマートコミュニティの形成を目指す。

＜日本再興戦略 改訂2015＞（2015年6月）

◆ 日本産業再興プラン～徹底した省エネルギーの推進

コージェネレーション等を活用した次世代半導体等の革新材料の開発・導入を進める。

◆ 戦略市場創造プラン～CO₂ 排出の少ない水素社会の実現

家庭用燃料電池や燃料電池自動車の普及促進に向けた導入補助や、セルフ充電の許容等の水素ステーションに関する規制見直し及び技術開発を着実に進める。

＜電事法等の改正・附帯決議＞

◆ 衆議院（2015年5月）

我が国の最終エネルギー消費量の過半を占める熱利用の効率性を高める観点から、コージェネレーションの普及拡大（～中略～）のための施策を講じること。

◆ 参議院（2015年6月）

今回のガスシステム改革においては、（～中略～）コージェネレーション・燃料電池の普及拡大策を始めとする天然ガスの利用拡大策を継続、推進していくこと。

【参考】 選択的託送料金メニューの実例

- 国策として普及拡大が求められているシステム等を選別



業務用コージェネレーションシステム



空調システム（吸収式冷温水発生システム）



空調システム（ガスエンジンヒートポンプ）



**家庭用コージェネ
（燃料電池方式）**



**家庭用コージェネ
（ガスエンジン方式）**

3. 群馬地区他、四街道 1 2 A 地区について

(1) 小売託送料金原価の算定（費用の配賦）について（群馬地区他）

- 託送料金原価は、託送料金算定省令に基づき、以下の手順で算定しています。
事業者間精算収益がないため、Step3、4の手順は不要です。
- 【Step1】 営業費や事業報酬などから託送料金原価等を積算
- 【Step2】 託送料金原価等を機能別原価に分類
- 結果、今回申請における託送料金原価は73億円/年となります。

(注) 記載の金額は、いずれも今回原価算定期間(平成29～31年度)における3年間の平均。単位は億円/年。
単位未満の端数処理の影響により、合計の合わない場合がある。事業者ルールの設定はない。

小売託送料金原価の算定フロー（イメージ）

【Step1】 営業費などから 託送料金原価等を積算

(億円/年)

73 億円	託 送 料 金 原 価 等	比較査定対象NW費用	9
		修繕費	3
		租税課金	2
		固定資産除却費	2
		減価償却費	21
		需給調整費	--
		需要調査・開拓費	1
		事業者間精算費	34
		個別査定対象NW費用	64
		営業外費用	0
		法人税等	1
		事業報酬	3
		控除項目	▲4

【Step2】 機能別原価に分類

(億円/年)

託 送 料 金 原 価 等	高圧導管原価	4
	中圧A導管原価	7
	中圧B導管原価	3
	低圧導管原価	16
	供給管原価	3
	メーター原価	1
	検針原価	1
	内管保安原価	4
	託送特定原価	35

託送料金原価
(今回申請原価)

73億円

(2) 小売託送料金原価の算定（費用の配賦）について（四街道12A地区）

- 託送料金原価は、託送料金算定省令に基づき、以下の手順で算定しています。
事業者間精算収益がないため、Step3、4の手順は不要です。
【Step1】 営業費や事業報酬などから託送料金原価等を積算
【Step2】 託送料金原価等を機能別原価に分類
- 結果、今回申請における託送料金原価は5.5億円/年となります。

小売託送料金原価の算定フロー（イメージ）

（注）記載の金額は、いずれも今回原価算定期間(平成29～31年度)における3年間の平均。単位は億円/年。
単位未満の端数処理の影響により、合計の合わない場合がある。事業者ルールの設定はない。

【Step1】 営業費などから 託送料金原価等を積算

(億円/年)

5.5 億円	託送料金原価等	比較査定対象NW費用	1.3
		修繕費	0.4
		租税課金	0.5
		固定資産除却費	0.2
		減価償却費	2.5
		需給調整費	--
		需要調査・開拓費	0.1
		事業者間精算費	--
		個別査定対象NW費用	3.8
	営業外費用	0	
	法人税等	0.1	
	事業報酬	0.3	
	控除項目	▲0	

【Step2】 機能別原価に分類

(億円/年)

託送料金原価等	高圧導管原価	0
	中圧A導管原価	0
	中圧B導管原価	0
	低圧導管原価	4
	供給管原価	1
	メーター原価	0
	検針原価	0
	内管保安原価	1
	託送特定原価	0

託送料金原価
(今回申請原価)

5.5億円

(3) 託送料金メニューの概要 (群馬地区他・四街道12A地区)

【群馬地区他】

※対象需要はあくまでも目安であり、実際に最適となる料金種別は、需要ごとに判定されます

		(対象需要) (0～3万m ³)	(3～50万m ³)	(50～200万m ³)	(200万m ³ 以上)
申請料金	標準料金	第1種	第2種 その3	第2種 その2	第2種 その1
	選択的託送料金	小型CGS-P割引			
現行料金	標準料金	10万m ³ 未満 小口のため対象外	第2種	第1種	

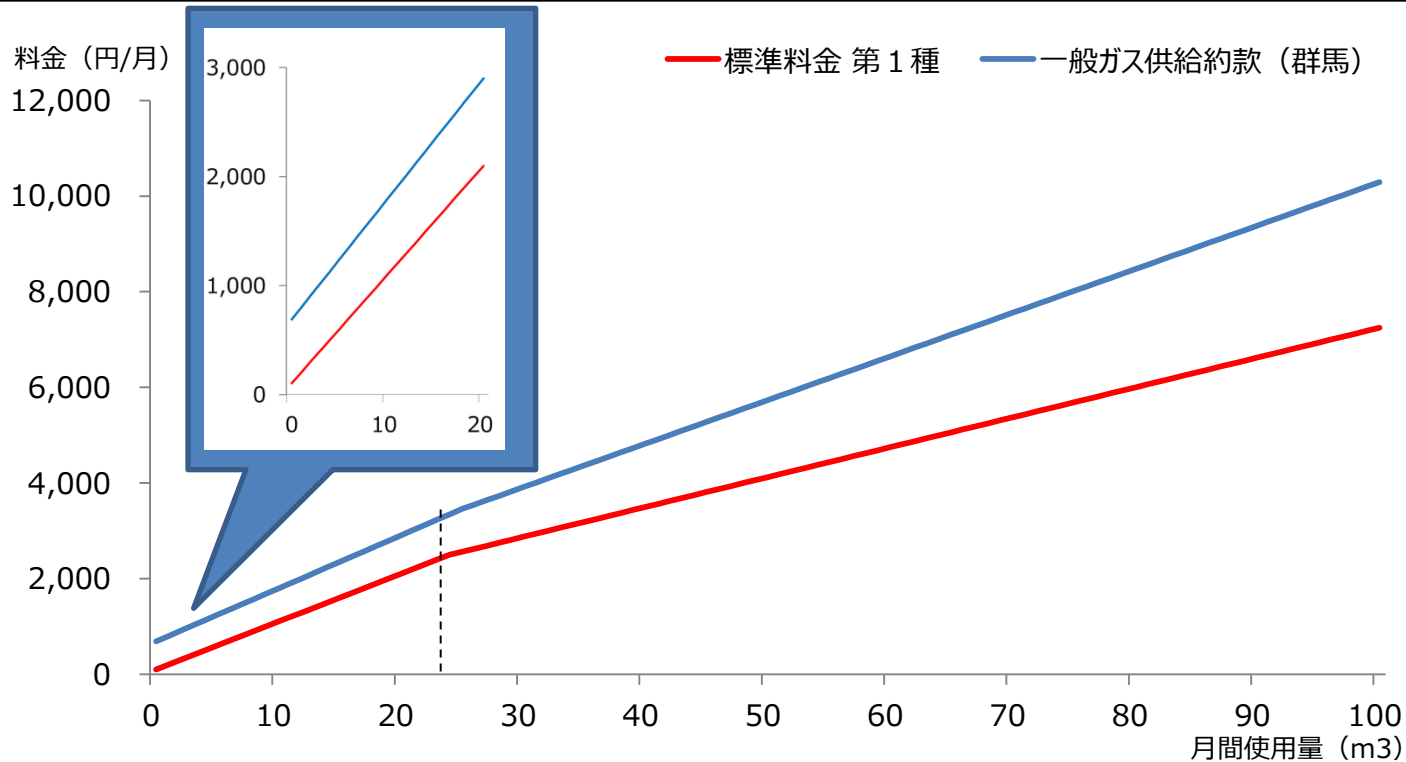
【四街道12A地区】

※対象需要はあくまでも目安であり、実際に最適となる料金種別は、需要ごとに判定されます

		(対象需要) (0～3万m ³)	(3～50万m ³)	(50～200万m ³)	(200万m ³ 以上)
申請料金	標準料金	第1種	第2種 その3	需要なし	需要なし
	選択的託送料金	小型CGS-P割引			
現行料金	標準料金	10万m ³ 未満 小口のため対象外	標準	需要なし	需要なし

(4) 標準料金 第1種と一般ガス供給約款料金との比較 (群馬地区他)

- 定額基本料金および従量料金の総額が、一般ガス供給約款料金を上回らないよう設定しております。
- 事業者間精算費を含むため、託送料金比率が高めの水準となっています。

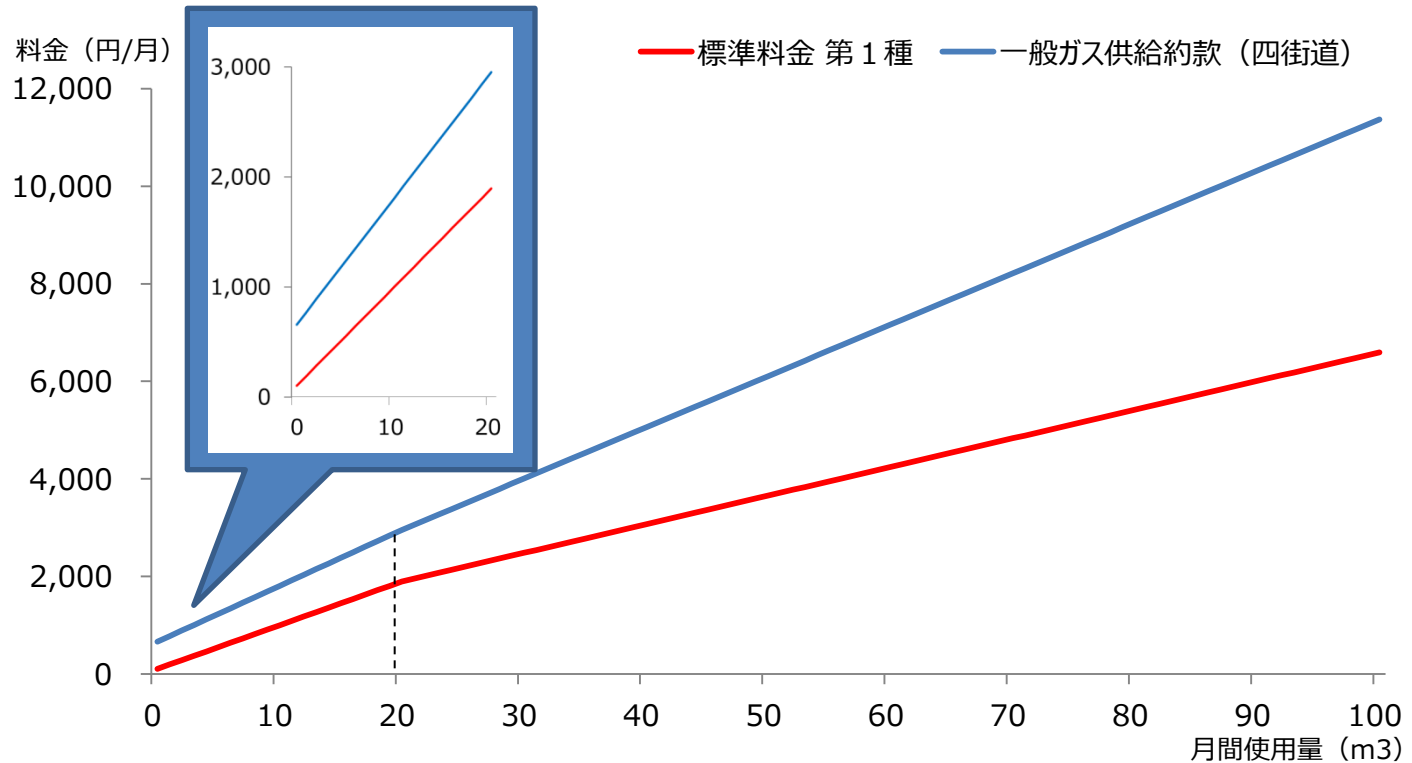


群馬地区他	月間使用量 (a)	0m³	10m³	20m³	30m³	40m³	50m³	60m³	70m³	80m³	90m³	100m³
	標準料金 第1種 (b)	103	1,102	2,100	2,875	3,499	4,124	4,749	5,373	5,998	6,622	7,247
	1 m³あたり単価 (b÷a)	0.00	110.20	105.00	95.83	87.48	82.48	79.15	76.76	74.98	73.58	72.47
	一般ガス供給約款 (c)	690	1,797	2,904	3,912	4,824	5,735	6,647	7,558	8,470	9,381	10,293
	1 m³あたり単価 (c÷a)	0.00	179.70	145.20	130.40	120.60	114.70	110.78	107.97	105.88	104.23	102.93
	託送料金比率 (b÷c)	15%	61%	72%	73%	73%	72%	71%	71%	71%	71%	70%

一般ガス供給約款料金は、平成28年10月適用 (税抜)

(5) 標準料金 第1種と一般ガス供給約款料金との比較 (四街道12A地区)

- 定額基本料金および従量料金の総額が、一般ガス供給約款料金を上回らないよう設定しております。



四街道 12A地区	月間使用量 (a)	0m ³	10m ³	20m ³	30m ³	40m ³	50m ³	60m ³	70m ³	80m ³	90m ³	100m ³
	標準料金 第1種 (b)	103	999	1,895	2,483	3,070	3,657	4,244	4,832	5,419	6,006	6,594
	1 m ³ あたり単価 (b÷a)	0.00	99.90	94.75	82.77	76.75	73.14	70.73	69.03	67.74	66.73	65.94
	一般ガス供給約款 (c)	660	1,806	2,952	4,005	5,057	6,110	7,162	8,214	9,267	10,319	11,372
	1 m ³ あたり単価 (c÷a)	0.00	180.60	147.60	133.50	126.43	122.20	119.37	117.34	115.84	114.66	113.72
	託送料金比率 (b÷c)	16%	55%	64%	62%	61%	60%	59%	59%	58%	58%	58%

一般ガス供給約款料金は、平成28年10月適用 (税抜)

【参考】 料金種ごとの平均単価について（群馬地区他）

- 料金種ごとの平均単価と標準的な使用量における託送料金は以下の通りです。
- 申請料金には、制度設計の見直しに伴う影響額を反映しております。特に、事業者間精算費の上乗せ（16.67円/m³）が大きな影響となっております。

【料金種ごとの平均単価】

(円/m³)

		申請料金 (A) ※1	現行料金 (B)	差 (A-B)
第1種		79.77	51.17 ※2	+25.12
第2種 その3	(3万m ³ ~10万m ³)	48.44		
	(10万m ³ ~50万m ³)	32.89	15.61	+17.28
第2種 その2 (50万m ³ ~200万m ³)		24.98	7.60	+17.38
第2種 その1 (200万m ³ ~)		22.38	5.13	+17.25
小売託送平均		35.90	16.81	+19.09

※1 申請料金は保安料金分を含み、現行料金は保安料金分を含まないなど、申請料金と現行料金は託送原価の範囲が異なります。

※2 現行規制部門（第1種・第2その3（3万m³~10万m³））は、託送供給約款の適用対象外である（託送料金が設定されていない）ことから、平成27年12月料金改定時の小口部門原価より算定した「小口部門託送供給関連原価単価」の値を基にして記載しています。

【標準的な使用量における託送料金】

(円/m³)

	申請料金 (A)	現行料金 (B)	差 (A-B)
第1種 (32m ³ /月)	103.09	—	—
第2種その3 (20万m ³ /年)	35.76	17.75	18.01
第2種その2 (100万m ³ /年)	26.54	8.88	17.66
第2種その1 (300万m ³ /年)	23.61	6.43	17.18

- 第2種その3：負荷率100%、倍率1000倍 使用量全量が低圧需要
- 第2種その2：負荷率100%、倍率2000倍 使用量の四分の一が低圧需要
- 第2種その1：負荷率100%、倍率3000倍 使用量全量が中圧需要

【参考】 料金種ごとの平均単価について （四街道 1 2 A地区）

- 料金種ごとの平均単価と標準的な使用量における託送料金は以下の通りです。

【料金種ごとの平均単価】

(円/m³・45MJ)

		申請料金 (A) ※1	現行料金 (B)	差 (A-B)
第1種		84.13		
第2種 その3	(3万m ³ ~10万m ³)	18.98	— ※2	—
	(10万m ³ ~50万m ³)	10.11	13.49	▲3.38
小売託送平均		76.61	—	—

※1 申請料金は保安料金分を含み、現行料金は保安料金分を含まないなど、申請料金と現行料金は託送原価の範囲が異なります。

※2 現行の託送供給約款の適用対象外であり、託送料金が設定されていないため、また、四街道 1 2 A地区の現行原価は、旧千葉ガスにおいて算定されたものであるため、記載しておりません。

【標準的な使用量における託送料金】

(円/m³・45MJ)

	申請料金 (A)	現行料金 (B)	差 (A-B)
第1種 (32m ³ /月)	81.25	—	—
第2種その3 (50万m ³ /年)	7.19	10.52	▲3.33

- 第2種その3：負荷率100%、倍率1000倍

(6) 圧力別の料金について（事業者ルール申請）

- 第1種については、圧力同額の料金表となっている一般ガス供給約款との整合性の観点から、事業者ルールを申請し、圧力同額の料金表といたしました。（P11 参照）
- 群馬地区他の第2種については、現行の料金が圧力別に設定しているという料金の継続性の観点および、算定規則に従い、高中圧と低圧の圧力別に料金を設定いたしました。
- 四街道12A地区の第2種については、ほとんどが低圧需要であるため、事業者ルールを申請し、圧力同額の料金表といたしました。

【圧力別料金表の有無】

	第1種	第2種
群馬地区他	圧力同額料金表	圧力別料金表
四街道12A地区	圧力同額料金表	圧力同額料金表

【参考】託送供給約款料金の算定に関する省令

•第十六条(事業者ルール)

一般ガス事業者は、当該一般ガス事業者が行う事業の実施に係る特別な事情が存在する場合であつて、当該事情を勘案せずに託送供給約款料金を算定することが合理的でないと認められる場合においては、第九条及び第十一条から第十四条までの規定にかかわらず、適正かつ合理的な範囲内において、これらの規定の趣旨に基づくものであつて、**これらの規定とは異なる料金の算定方法を定めることができる。**この場合において、当該一般ガス事業者は、当該算定方法を様式第七に整理しなければならない。

•第十四条

一般ガス事業者は、託送供給約款料金を、前条の規定により算定された託送供給約款料金原価等を基に、**ガスの供給圧力が中圧以上の場合又は低圧の場合に区分し、定額基本料金、流量基本料金若しくは従量料金又はこれらを組み合わせたものとして設定しなければならない。**

4. 託送料金単価表

(実際の託送料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます)

【標準 託送供給料金 第1種】

(税抜)

		単位	東京地区等 (45MJ)	群馬地区他 (45MJ)	四街道12A地区 (38.51166MJ)	
第 1 種	A表 (0~20m ³)	定額基本	円/月	103.50	103.50	103.50
		従量料金	円/m ³	57.20	99.87	89.61
	B表 (21~80m ³)	定額基本	円/月	144.10	1,001.40	721.10
		従量料金	円/m ³	55.17	62.46	58.73
	C表 (81~200m ³)	定額基本	円/月	952.10	5,881.40	2,639.10
		従量料金	円/m ³	45.07	52.70	49.14
	D表 (201~500m ³)	定額基本	円/月	1,462.10	--	--
		従量料金	円/m ³	42.52	--	--
	E表 (501~800m ³)	定額基本	円/月	4,862.10	--	--
		従量料金	円/m ³	35.72	--	--
	F表 (800m ³ ~)	定額基本	円/月	9,622.10	--	--
		従量料金	円/m ³	29.77	--	--

※ A表~F表の使用量区画は、東京地区等の使用量を記載。

【標準 託送供給料金 第2種】

(税抜)

		単位	東京地区等 (45MJ)	群馬地区他 (45MJ)	四街道12A地区 (38.51166MJ)	
第 2 種	その3	定額基本	円/月	43,070.00	46,100.00	24,170.00
		流量基本	円/m3	675.00	719.74	159.00
		従量 (冬期)	円/m3	4.62	23.88	6.00
		従量 (その他期)	円/m3	3.85	19.90	5.00
	その2	定額基本	円/月	105,840.00	79,600.00	--
		流量基本	円/m3	675.00	719.74	--
		従量 (冬期)	円/m3	2.94	23.04	--
		従量 (その他期)	円/m3	2.45	19.20	--
	その1	定額基本	円/月	227,570.00	141,600.00	--
		流量基本	円/m3	675.00	719.74	--
		従量 (冬期)	円/m3	2.16	22.68	--
		従量 (その他期)	円/m3	1.80	18.90	--
低圧加算額		従量料金加算	円/m3	1.97	3.13	--

【付帯契約（市場別割引料金）】

(税抜)

		単位	東京地区等 (45MJ)	群馬地区他 (45MJ)	四街道12A地区 (38.51166MJ)	
第1種	小型コージェネレーションシステムパッケージ割引	割引額	円/m ³	3.50	3.50	3.00
		割引上限	円/月	700.00	700.00	700.00
	コージェネレーションシステム専用割引	割引額	円/m ³	6.50	--	--
		割引上限	円/月	16,000.00	--	--
第2種	コージェネレーションシステム専用割引	割引額	円/m ³	2.00	--	--
		割引上限	円/月	300,000.00	--	--

以 上